〇総務省令第

号

住 民 基 本 台 帳 法 昭 和 兀 十 二 年 法 律 第 八 + 号) 第三十 条 \mathcal{O} + 五 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 住民基 本

台 帳 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ように定 \Diamond る。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

住 民 基 本 台 帳 法 施 行 規 則 ∅)— 部 を 改 正 す る省・ 令

住 民 基 本 台 帳 法 施 行 規 則 伞 成 + 年 自 治 省 令 第三十五 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} よう に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分をこれ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定

の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改正前
(本人確認情報を利用することができる事務)	(本人確認情報を利用することができる事務)
第二十一条の二 法第三十条の十五第四項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとお 第二十一条の二	第二十一条の二 法第三十条の十五第四項に規定する総務省令で定める事務は、
りとする。	りとする。
[一略]	[一 同上]
二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人	二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個
番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五	番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五
号)第三十五条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号に規定する事務	号)第三十五条第一項第四号、第五号及び第七号に規定する事務
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附

則

この省令は、公布の日から施行する。